

稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業 審査通過者別説明会

1. 日 時 平成21年10月14日（水曜日） 午後1時50分～午後5時10分
2. 場 所 稚内市役所 1階 市民相談室
3. 出席者 稚内市（以下「市」と表現する。） 4名
審査通過者（以下「質問者」と表現する。）
大林組グループ 4名
協和エクシオグループ 4名
JFEエンジニアリンググループ 3名

4. 議 事

大林組グループ（午後1時50分～午後2時50分）

質問1

資料名：入札説明書

ページ数：別紙2-2

項目番号：別紙2-4-(2)

項 目：建設期間中の事業者負担金について

質問内容：図表の上に『「建設一時払金」は、平成22年度から平成23年度にわたり年度毎の出来高に応じて支払われ、事業者負担金もそれに併せるものとする』と記載されているが、事業者の資金調達を出来高に応じておこなうことを義務付けている趣旨ではないという理解でよいか。

（例えば、引渡し時に、事業者負担金分を金融機関より一括して融資を受ける提案は可能という理解でよいか。）

質問者 市から支払われる一時金について、各種検査前でも、出来高で支払われるということ
でよいか？ 土木・建築終了後、性能試験、試運転の結果にかかわらず出来高で支
払ってもらえるのか？

市 国庫補助金等（循環型社会形成推進交付金）及び地方債（一般廃棄物処理事業債）に
よって調達した額を、一時払い金として支払うとしている。補助金及び起債額の確
定は、工事の各年度の完成出来高に応じて行われる。このことから、建設一時払金
の支払いは各年度の出来高により行われるとの意味であり、事業者の資金調達サイ
クルを制限するものではない。
SPCの資金調達については、各年度毎の調達を条件としているものではなく、当然、
一括調達を否定するものではない。

しかしながら、本整備は公共事業であることから、整備事業を請負又は受託する工
事業者等に対しては、適正な支払が行われ、過度な資金負担が生じないような取り計
らいを行うこと。

質問者 本件は民間金融機関からの資金調達によるプロジェクトファイナンスが必須となっ
ているが、金融機関はプラントの性能試験に重きを置いている。

また、補助金がいくらになるのか、変動する要素があるかについて、特に、第2年度
（引渡年度）に、半年程度の性能試験があるので、性能試験を受ける前の出来高をど
う見るのかという点を、金融機関は気にしている。性能未達の場合、最悪、契約解
除、出来高買取ということになると思うが、性能試験終了前の出来高の取り扱いが契
約書では読みきれない。

市 基本的には年度払いとなる。最終的には落札者が決まった段階で協議を行うことになるが、基本的には整備の完了は、所有権移転の完了をもって行われることとなる。当然性能試験を終了して、問題なく所有権譲渡ができる形になって、支払が行われると理解されたい。

質問者 性能試験合格前、例えば出来高90%しか認めないということであれば、金融機関は、その確認を受けて残りを融資するという条件を出してくる場合がある。性能試験を受ける前の出来高のカウントはどのように考えるのか？

市 本事業ではBTO方式によるPFI事業であることから支払は施設整備費ではなく、財産購入費となる。中間払いは公共事業と同様、工事出来高に応じて支払うが、引渡時には財産購入となることから所有権移転時となる。中間払いは実質的には、当初提出される工程表に基づき、支払が行われることが基本となる。工事出来高については性能試験を含んで出来高100%と見なすが、詳細は改めて確認する。

質問2

資料名：事業契約書（案）

ページ数：24

項目番号：第68条第2項

項目：工事完工日後の契約の解除

質問内容：入札説明書等に関する第1回質問回答のNo.368で、違約金額は「整備割賦払金の未償還元金残高の10分の1」という趣旨の回答があるが、「未償還元金」ということであるので、割賦金利及び消費税を含まない、純然たる元金のみが違約金算出の対象という理解でよいか。

質問者 確認できたので、質問を取り下げる。（第2回質問回答No.42）

質問3

資料名：事業契約書（案）

ページ数：15

項目番号：第43条第2項

項目：運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害

質問内容：本項は事業者が法律上第三者に対して損害賠償の責任がない場合にまで、その賠償を義務付けるものではないという理解でよいか。

質問者 保険の対象を確認させてもらいたい。

市によって求められているのは、法律上の責任が求められるものとするが、両者の責任に帰されないものは、協議によるとされている。不可抗力については、他の事案では累計1/100までは事業者負担、以降は行政負担とされているが、本事業では協議となっている。保険でカバーできないものについてはリスクマネーとして積まなければならない。

市 事業者に何の瑕疵の無いものについては、最近無条件で市とせずあくまでも協議により確認し、納得の上で対応を行うという意味。基本的には不可抗力等、事業者の責に帰することのできないものについては、市のリスクと理解してよい。

問4

資料名：様式集

項目番号：様式7-12

項目：回収エネルギー活用計画

質問内容：回収予定量（回収量、回収率）という記載があるが、回収量とはバイオガスの発生量を指しているのか。それとも電気、蒸気、温水等のエネルギー生成量のことか。また、回収率の定義（計算方法）を示してもらいたい。

質問者 バイオガスの発生量を指していると思っている正しいか？

市 記載方法でも「回収エネルギーの種類ごとに量を記載」とあることから、回収量はエネルギー回収量でありバイオガスの発生量ではない。

回収率はエネルギー回収率として、回収ガスの熱量を算定し、それを得るために使った運動熱量で割り返して算定する。有した運動熱量は、原料の有する熱量、加温熱量と運転動力に要するなどが想定される。

質問者 それぞれというのは、電気と熱回収と、それぞれ使う場合を想定しているのか？

市 本事業は、エネルギー活用の方法を提案に委ねており、熱回収、電力回収によらない提案も出てくる可能性もあることから、回収されるエネルギーの種類ごとの提案を求めている。

質問者 他者にガスを供給するような提案を行った場合は、熱量計算ができなくなる。供給先で発生する熱量換算で示すことでよいか？

市 その場合は、併せて発生量も示してもらいたい。ガス供給する場合、メタン発酵で得られるのは50～60%濃度程度しか得られないと思われ、そのまま利用するのは無理ではないかと思う。ガス密度を上げないと利用できないことから、その対応も含んだ提案をしてもらいたい。

市としては、どれだけのものをどのようにエネルギーに変換したという結果が出てこない、事業効果の評価ができなくなってしまう。

質問5

資料名：様式集

項目番号：様式7-12

項目：回収エネルギー活用計画

質問内容：活用量（トン／年）という記載があるが、バイオガスを活用する場合、活用量の単位としてはトンではなくNm³となる。トンという単位は何を指しているのか。

また、数値としては日単位、年単位の指定はあるか。

質問者 トンではなく、Nm³の間違いではないのか？

市 指摘のとおりであり訂正する。

算定単位は年とする。発生ガス量は、時間・日ごとのバラツキがあり、環境省の基準でも年単位となっている。

質問6

資料名：様式集

項目番号：様式9-8

項目：リスク対応計画

質問内容：市が指定する保険の中に火災保険があるが、必要性がないと判断した場合は付保しなくてもよいか。

質問者 リスク対応計画について、事業者側に火災保険が求められているが、必要ないと考えた場合、付保しないがよいか？

市 入札説明書の8（P24）で、付保すべき保険として、事業者の運営開始から終了までにおいて、プラント保険、火災保険に加入するとしている。これは、管理者としての責任を明確にし、負担すべきものは負担することを原則とするものであり、事業者の過失がある場合、市は、当然、賠償責任の履行を求めることから、その支払いを担保するものとして、保険加入を求めている。
業務の実施にあたっては、負担の公平性について一定の緊張感と、対等な関係があつてこそ良好な事業遂行が図られると考える。

質問者 運営中の事業者過失による損害について、市の財産に火災保険を付保することに対し、保険会社は好意的ではない。賠償責任保険に、管理下財物特約をつける形で対応することは可能か？

市 先に述べたとおり、管理者としての損害賠償責務を担保するための保険加入の義務付けであることから可能と判断する。

質問7

資料名：様式集

項目番号：様式9-7-1

項目：建設一時払金計算書

質問内容：地方債（一般廃棄物処理事業債：施設単独事業分）の対象設備等を具体的に提示してもらいたい。

質問者 建設一時金払い計算書の様式について説明を願いたい。

市 建設一時金については、年度ごとの出来高によって支払うことにしている。

地方債は、補助分・単独事業分・用地分に別れる。

補助分は補助対象事業の50%（全体の50%）が補助金等として交付され、残り50%の90%（全体の45%）が起債による調達、残りの10%（全体の5%）が事業者負担となる。用地部分については、すべて起債充当率は100%。

本施設は一般廃棄物処理施設であるが、産業廃棄物を併せて処理することとしている。下水汚泥は本来産業廃棄物であるが、本事業では例外として一般廃棄物として扱う。産業廃棄物である水産廃棄物は除外しなければならないので、水産廃棄物処理分（500トン）については、処理対象物からの重量按分（7.2%）を総整備費から除外すること。用地分には、搬入道路の整備費は含まない。また敷地外構の塀なども除外される。

基本的には、補助対象以外の施設・設備が単独事業分の起債の対象となるが、先に策定した地域計画では、施設整備費全てが補助対象となるとの想定で概算整備事業費を算出していることから、単独事業分はゼロとなっている。

実際には、全ての施設・設備が補助対象となることはないことから、単独事業分は算

出されることとなると考えるが、一方で本事業はプロジェクトファイナンスを条件としていることから、融資金融への配慮という観点も考えなければならない。 単独事業分の起債適用は、落札者決定段階で改めて協議を行いたい。

民間調達額の算定にあたっては、当初金融機関にお願いした額を、後に増額することは難しいと考えられることから、建設一時払金の算定にあたっては、安全を考慮して補助金等の額及び起債額は、厳し目（少なめ）に行うこと。

補助金等の適用については、実際の施設整備内容が確定し次第、環境省との間で協議を行って確定することとなり、現時点では不確定なものもある。

現状を考慮し、金融機関との交渉を行ってほしい。

なお、補助金等は千円単位、起債は10万円単位となることに注意すること。

協和エクシオグループ（午後3時00分～午後4時00分）

質問1

資料名：入札説明書

ページ数：18

項目番号：5-(5)

項目：入札予定価格

質問内容：9月1日公表の「費用対効果分析」中に建設費及び維持管理費（内訳含む）の金額があるが、入札予定価格3,189,777千円と整合性が取れていると考えてよいか。

質問者 費用対効果分析で示された金額は、入札予定価格と整合がとれているか？

市 算定の根拠となる前提額については、当然、整合性は取れているが、費用対効果分析は、国費事業として実施するにあたっての評価指標を示すもので、算定方法には若干の相違がある。

費用対効果の内容は、提案を縛るものではない。

質問2

資料名：入札説明書

ページ数：24

項目番号：8-(3)

項目：資金調達

質問内容：資金調達の方法として、プロジェクトファイナンスによる手法を採用することを指定しているが、金融機関からの資金調達に比べ、構成員による融資（プロジェクトファイナンス）のほうが融資にかかる経費の少ない提案が可能であるが可能か。

提案書に金融機関からの関心表明書ではなく融資確約書の添付を要求している理由は。

質問者 金融機関からの資金調達よりも、例として構成員からの融資の方が金利が安い。金融機関は、手数料が高い。

市 入札説明書では金融機関からの資金調達を条件としている。

本事業のPFI事業実施方式の検討ではDBOを含めた検討を行ってきた経緯がある。BTOを選択した理由には、金融機関のモニタリング機能に期待する観点がある。市だけでは経営の安定性を判断するのは難しい部分もあり、金融機関によるモニタリング効果に大きく期待している。

関心表明書は、金融機関等が当該事業への関心、融資検討の実施について表明する文書であり、その内容は、あくまで関心、融資検討についての表明であり、融資の確約ではない。本事業では、事業者選定のプロセスにおいて、資金調達の確実性を確認する目的で融資確約書の取得を評価の対象としている。

質問3

資料名：入札説明書

ページ数：24

項目番号：8-(4)-2)

項目：運営・維持管理期間中の保険

質問内容：第2回質問回答No.1で「火災保険に関しては、施設の管理者が負う賠償責任を担保することを目的とし、担保すること」と回答がなされているが、事業者においても施設の火災保険加入が必要という解釈でよいのか。事業者が火災保険に加入する場合、市及び事業者の両方で同様の火災保険に加入することになり、結局は市の支払額が増加することになると思われる。

P F I 事業者が付保する火災保険は、第1回質問回答のNo.70、②のとおり事業者の所有物に対する火災保険のみとすること最も安価になると考える。

質問者 一つの施設について、市の共済、S P Cの火災保険と付保することは無駄ではないのか？

市 保険の付保は、施設管理者としての責任を明確にし、その結果としての賠償責任負担を担保することを目的としている。
損害賠償を担保する保険の加入を求めており、火災保険という商品である必要はなく、損害賠償保険の火災保険見合いの部分でも可能。
火災発生時は、管理者としての責任についても検証し、協議の上、管理責任がある場合には当然賠償責任を負ってもらう。損害の負担は、管理者としての賠償を第一義とし、その他を市が共済を使って負担するということが前提となる。

質問4

資料名：入札説明書

ページ数：27

項目番号：8-(11)-2)-①

項目：財務状況モニタリング

質問内容：公認会計士又は監査法人による監査は特別目的会社（S P C）の財務規模を考えると、過大と考えるが、これらを要求する目的は。

質問者 監査法人による監査は、S P Cの規模からして過大ではないか？

市 P F I 事業において市は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあるか確認することが必要となることから、財務状況に関するモニタリングを実施することとしている。具体的には、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（P F I 基本方針、平成12年3月13日総理府告示第11号）」三2(3)及び「モニタリングに関するガイドライン（平成15年6月23日、内閣府民間資金等活用事業推進委員会）」に基づく要求である。

質問者 第三者というのが、公認会計士、監査法人ということで、税理士は含まないのか。

市 そのとおり。

質問5

資料名：入札説明書

ページ数：別紙2-1

項目番号：別紙2-4-(2)

項目：建設一時払金の算定方法

質問内容：第1回質問No.121内容について、別紙2-3ページに掲載されている計算例では、⑦の金額、すなわち補助対象外事業費（170,000千円を計上されています）の75%に相当する金額がゼロになっている。⑦の金額が「0」であることと、備考欄の算定式「②×75%」の計算に食い違いがある。
また、第1回質問No.121の回答で「例については、補助対象は無い。」とのことだが、この回答で示されている「補助対象」はどの部分を示されているのか。

質問者 入札説明書別紙2-3では、補助対象外1.7億、地方債ゼロとなっているが、説明を願いたい。

市 入札説明書、別紙2-3ページ(2)算定方法、建設一時払金計算表、補助対象外事業分の備考欄中の計算式は、単独事業分の起債対象がある場合には起債額による市の調達分が75%、民間調達額が25%となるという意味であり、例においては起債対象の単独事業分が無いという状況から、民間調達額が100%となっている。

【以下、大林組グループの質問7の回答と同様】

質問6

資料名：事業者選定基準

ページ数：3

項目番号：4-(1)-2)-③

項目：業務遂行に関する確認

質問内容：第1回質問回答No.187で、事業の安定性で借入金の返済能力は「年度」として求められる旨の回答があるが、本事業では、運営期間の資金が不足する事態となった場合、資本金の取り崩しで対応することはできないと考えてよいか。

質問者 運転資金が不足する場合、取り崩しというようなテクニックはありうるか？

市 資本金の取り崩しということは減資を意味するのか、或いは単年度で資金不足となることがあっても、それまでの留保利益で補填するようなことを想定しているのか。
減資であれば、取締役会ではなく株主総会の決議が必要であるような重要事項であり、それを前提にするというのは疑問。
実際の運用では、協議になると思われる。

質問者 そういう意味で言えば後者である。質問の仕方が悪かったかもしれない。

市 計画ではDSCR1以上の計画であっても、実際の運営上、そういう事態になることはありうると考えられるが、減資ということであれば協議となる。
いずれにしても減資を前提とした提案は疑問。

質問者 様式と評価が一致していないと思われる部分があるが、それは総合的に評価するという解釈でよいのか。

市 そのとおり。

質問1

【質問者の事業遂行上のノウハウ等に係り、公開することにより、質問者の競争上の地位を害する恐れがあると判断し非公開とします。】

質問2

資料名：要求水準書

項目番号：添付資料7

項目：処理対象の性状等（案）

質問内容：パッカー車や汚泥運搬車の受入パターン（時間帯ごとの搬入台数及び搬入量）は。

質問者 パッカー車や汚泥運搬車の受入パターン（時間帯ごとの搬入台数及び搬入量）は？
市 搬入台数、時間帯については本事業の形態が確定していない中では、断定的な回答は困難。 収集体制については、落札者決定後、収集事業者も含めて協議を行う。参考として、現在の一般ごみの搬入状況を示すと、平均では月曜日10台程度、火曜日10台、水曜日4台、木曜日9台、金曜日10台程度であるが、全てが満載で搬入するわけではない。
1台当たりの搬入量は、処理対象量を車両台数で割り返して想定するしかないと思う。下水汚泥は、平均すると月曜日5台、火曜日5台、金曜日5台、土曜日4台程度であるが、かなりバラツキがある。
水産廃棄物については、水産加工工場の稼働状況にもよるので、不定期となるが平均して月20台程度。

質問者 紙、油については？

市 生ごみのほぼ1/2程度と想定されるが、収集形態によって状況は変化する、混載で運搬すれば、状況は変わる。 現状、紙及び油については収集計画を示していない。事業系一般廃棄物は土曜日の搬入はありうる。 搬入日の制限は不可能。

質問者 協議の上、事業系ごみの受入日を設定することは可能か？ 例えば、水産廃棄物については、いついつか、というような。

市 協議することは可能と思うが、そのためには排出者の貯留施設などの問題があり難しいのではないかとと思われる。 受入れに関しては、一定程度、ストックヤードの整備を考えてもらいたい。

質問3

資料名：要求水準書

項目番号：II-2-(2)

項目：施設の維持管理

質問内容：パッカー車の洗車に、既設の最終処分場の洗車場を使うことは可能か。

質問者 洗車場の共有は可能か？

市 費用の按分等の問題もあり不可能。

質問4

資料名：要求水準書

ページ数：38

項目番号：添付資料7

項目：表7 処理対象物の性状等（参考）

質問内容：各原料の成分が記載されているが、全窒素、全リンがこれよりも増えた場合、処理に必要な薬品類が増える。清算の対象となると理解してよいか。清算を認める変動の幅は。

質問者 各原料の成分が記載されているが、全窒素、全リンがこれよりも増えた場合、処理に必要な薬品類が増える。清算の対象となると理解してよいか？
清算を認める変動の幅は。

市 清算という考え方がよくわからないが、本事業は固定費と変動費の構成になっているので、増加費用分は、変動費の中で賄われると考えるので、事業費の清算は現状では想定していない。

契約書別紙2の中で、算定方法を定めている。別紙13では委託料の改定を規定しているが、物価変動・金利変動によるもののみとしている。薬剤等の変動については、変動費の算出に起因する処理単価で対応してほしい。

質問5

【質問者の事業遂行上のノウハウ等に係り、公開することにより、質問者の競争上の地位を害する恐れがあると判断し非公開とします。】

質問6

資料名：様式集

項目番号：様式6-18

質問内容：計画量を超える生ごみ、下水汚泥を受け入れることが可能と記載した場合、追加分について、料金は追加と考えてよいか。

質問者 事業契約書第53条に量の変動は発注者責任とされているが、量の変動の場合は、追加費用は支払われるのか？

市 量・質の変動については同様の考え方となるので、質問7に対しても含めて回答する。処理対象物の量及び質の変動に関するリスク対応の趣旨は、市が提示した処理対象物の量の減少や性状の不足により、要求水準を達成できない状況となっても、事業者の責任を求めないということ。

量の増加の問題については変動費の中で対応できると考える。質については、ある程度設備能力において対応を願いたいという意味で、当然、想定ができない程、大幅に性状が乖離した場合は、不可抗力として協議を行い、それがガス発生量に対して譲歩するのか、用役費の増加になるのかは状況によるものとする。

事業者には責任が無いものに対して、費用負担を求めるということではない。

質問7

資料名：様式集

項目番号：様式6-19

質問内容：処理対象物の質の変動を記載するが、質が変動してもある量までは受け入れ可能、と記載した場合、追加料金の対象と考えてよいか？（受け入れ可能、と記載すること＝無料で受け入れではない。）

【質問6の回答と同様】